2．6．3　排液中の濃度管理について

排液中のテトラクロロエチレンの濃度は、次のことに留意して測定を行い、異常が認められた場合には、活性炭吸着装置等の構造、点検管理及び取扱作業について見直しを行うことにより、その原因を究明し、改善措置を講ずること。

⑴　測定は、排液中に含まれるテトラクロロエチレンの濃度を適切に管理するため必要かつ十分な間隔で実施すること。

⑵　営業者が自ら測定を行えない場合には、適切な測定能力を持った外部の業者等に委託すること。

3．洗濯物の処理について

3．1　前処理及びしみ抜きについて

テトラクロロエチレンを含む処理液による前処理（ささら掛け、ブラッシング、プリスポッティング等）及びしみ抜きは、極力行わないこと。

なお、やむを得ず前処理等を行う場合には、速やかに行い、処理した洗濯物は直ちにドライ機に入れる等適切に処理すること。

（参考）

やむを得ず前処理等を行う場合には、原則として、局所排気装置のある場所で行うこと。

3．2　洗濯物の分類について

洗濯は、洗濯物を乾燥が速いもの（薄手のもの等）と乾燥が遅いもの（厚手のもの等）に分けて行うこと。

3．3　乾燥について

洗濯物の乾燥は、乾燥機において溶剤臭がしなくなるまで十分に行うこと。

3．4　負荷量について

洗濯及び乾燥は、適正な負荷量（洗濯物の量）で行うこと。

4．使用済みのテトラクロロエチレンを含む汚染物の取扱いについて

使用済みの蒸留残さ物、カートリッジフィルター、活性炭等のテトラクロロエチレンを含む汚染物については、できる限りテトラクロロエチレンの回収・再利用に努めるものとし、汚染物の貯蔵に当たっては、密閉でき、かつ、耐溶剤性の金属製又は合成樹脂製の専用の容器に入れ、1．1．1、1．1．2及び1．2．1に準じて適正に取り扱うこと。

（参考）

テトラクロロエチレンを含む汚染物を廃棄物として処理する場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。

○厚生労働省
環境省告示第十六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十六条第一項の規定に基づき、トリフェニルスズ化合物の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき公表し、平成二十三年四月一日から適用し、トリフェニルスズ化合物の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（平成二十二年厚生労働省環境省告示第六号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年七月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

トリフェニルスズ化合物の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針

本指針は、第二種特定化学物質であるトリフェニルスズ＝N，N―ジメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズ＝フルオリド、トリフェニルスズ＝アセタート、トリフェニルスズ＝クロリド、トリフェニルスズ＝ヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が9、10又は11のものに限る。）又はトリフェニルスズ＝クロロアセタート（以下「トリフェニルスズ化合物」という。）による環境の汚染を防止するため、トリフェニルスズ化合物の製造の事業を営む者、業としてトリフェニルスズ化合物を使用する者その他の業としてトリフェニルスズ化合物を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリフェニルスズ化合物の環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

1．トリフェニルスズ化合物を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意した構造とすること。

1．1　各施設・場所に共通する事項について

⑴　床面は、トリフェニルスズ化合物の地下浸透を適切に防止できるコンクリート等の材質とすること。また、そのひび割れ等が心配される場合には、合成樹脂による床面の被覆、容器等の下へのステンレス鋼の受皿の設置等浸透防止措置を講ずること。

⑵　必要な場合には、取り扱うトリフェニルスズ化合物の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等トリフェニルスズ化合物の流出を防止する措置を講ずること。

また、雨水のかかる施設・場所及び水を使用する施設・場所の周囲には、上記の措置に加えて、トリフェニルスズ化合物と水を適切に分離する分離槽を設置すること。

⑶　施設（配管等を含む。）は、地上に設置すること。やむを得ず、地下に設置する場合には、地下ピット（床面及び壁面はトリフェニルスズ化合物の浸透が防止できるコンクリート等の材質とすること。）内に置くこと。

1．2　貯蔵施設・場所に関する事項について

石油缶等の容器を用いてトリフェニルスズ化合物を貯蔵する場合は、次のことに留意し、直射日光による温度上昇及び雨水による容器の腐食を防止すること。

⑴　貯蔵場所は、屋内の冷暗所とすることが望ましいこと。

⑵　貯蔵場所をやむを得ず屋外とする場合には、屋根を付ける、容器にカバーをかける等の措置を講ずること。

1．3　作業施設・場所に関する事項について

粉体であるトリフェニルスズ化合物を取り扱う場合には、局所排気装置及び集じん装置を設置すること。

2．トリフェニルスズ化合物を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意して点検管理すること。

2．1　点検管理要領の策定等について

点検管理要領を2．2から2．4までを踏まえて策定し、これに基づいて日常点検及び定期点検を行うこと。異常が認められた場合は、速やかに補修その他の措置を講ずること。

2．2　貯蔵施設・場所及び貯蔵容器の点検管理について

⑴　貯蔵施設・場所の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　漏出の有無
②　コンクリート床面のひび割れの有無
③　防液堤の損傷の有無
④　側溝、ためます、分離槽等の状態
⑤　荷積みの整理状況
⑥　その他